

# ごみ分別一覧表

お問い合わせは Tel 0954-63-3416  
鹿島市役所 環境下水道課へ

令和5年3月

正しく分別して収集日当日**朝8時**までに出しましょう

ごみステーションの看板に従って出してください。1回に1世帯1種類3袋までをお願いします。

分類	収集日	分け方	守っていただくこと
<b>もえるごみ</b>	毎週 <b>火・金曜日</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみは水分をよく切ってください。(地区によっては生ごみ専用回収バケツへ)</li> <li>食用油は布や紙にしみこませるか、凝固剤で固め紙に包んで出してください。(地区によっては資源ごみとして回収しています)</li> <li>紙おむつは、汚物を取り除いて袋に入れてください。</li> <li>竹串など、とがったものは紙などに包んでください。</li> <li>引火性の物、爆発物、危険物等絶対に出さないでください。</li> <li>花火は水につけて発火しないことを確認してから「もえるごみ」へ。</li> <li>ラップ類は「もえるごみ」へ。</li> </ul>
<b>プラスチック・ビニール類</b>	毎週 <b>火曜日</b>		<p><b>マーク付きのもの、硬いプラスチック製品、ビニール袋などを入れる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚れがとれないもの、傷み・劣化の進んだものは「もえるごみ」へ。</li> </ul>
<b>容器包装 包装紙類・紙箱類</b>	毎週 <b>金曜日</b>		<p><b>紙 マーク付きのものだけを入れる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚れがとれないもの、マークが付いていないものは「もえるごみ」へ。</li> <li>メモ用紙は「もえるごみ」へ。</li> </ul>
<b>ペットボトル</b>	毎月 第2・4回目 <b>木曜日</b>	 外したキャップとラベルは「プラスチック・ビニール類」へ。キャップは学校、保育園、公民館等で収集しているところもあります。	<p><b>マーク付きのものだけを入れる</b> PET</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フタとラベルを外してください(リングは付いたままでOK) ・中をよくすすいでください。</li> <li>つぶさないでください。</li> </ul>
<b>カン類</b>	毎月 第1・3回目 <b>火曜日</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>中身は必ず使いきって、軽く洗って出してください。</li> <li>スプレー缶は中を使いきった後、洗わずに出せます。</li> <li>腐食している場合、汚れがひどい場合は「もえないその他」へ。</li> <li>プラスチック製のフタは「プラスチック・ビニール類」へ。</li> <li>金属製のフタは「もえないその他」へ。</li> <li>つぶさないでください。</li> </ul>
<b>もえないその他</b>	毎月 第1・3回目 <b>火曜日</b>	 ガラス・刃物等は紙等に包み「キケン」「ワレモノ」等の表示をしてください。	
<b>ビン類</b>	毎月 第2・4回目 <b>火曜日</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>中身は必ず使いきって、軽く洗って出してください。</li> <li>プラスチック製のフタは「プラスチック・ビニール類」へ。</li> <li>金属製のフタ、割れたビン、汚れがとれないもの、耐熱ガラス製品は「もえないその他」へ。</li> </ul>
<b>粗大ごみ (黄色ステッカー)</b>	毎月 第4回目 <b>水曜日</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「粗大ごみ」は指定のごみ袋に入らない大きさのものです。</li> <li>見やすいところにステッカーを貼ってください。</li> <li>長さは2m以内、重さは1人で持てるくらいが基準です。</li> </ul>

必ず市の指定袋(ステッカー)を用いて、住所・氏名を記入してください。

詳しい分別の仕方は、「ごみと資源物の分け方・出し方一覧表」(冊子)をご覧ください。

拠点回収	回収品	回収場所
拠点回収	牛乳パック	<p>【回収箱設置箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿島地区以外の5地区公民館、市役所大駐車場車庫横倉庫で回収</li> <li>●市内スーパー協力店</li> </ul> きれいに洗って開いて乾かし、ボックスに入れてください。
	白色トレイ	<p>【回収箱設置箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内スーパー協力店</li> </ul> きれいに洗って乾かし、ボックスに入れてください。
	使用済み乾電池	<p>【回収箱設置箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿島地区以外の5地区公民館、市役所大駐車場車庫横倉庫で回収</li> <li>●腐食したものは「もえないその他」へ</li> </ul>
	使用済み蛍光管	<p>【回収箱設置箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿島地区以外の5地区公民館、市役所大駐車場車庫横倉庫で回収</li> <li>●白熱灯(電球)・LEDは「もえないその他」に入れてください。</li> <li>●腐食したものは「もえないその他」へ</li> </ul>

地区回収 (行われていない地区もあります)	回収品	回収場所
地区回収	新聞	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新聞、新聞に入ってくるチラシ</li> <li>●紙ひもで束ねてください(ガムテープ・ビニールひもの使用不可)</li> <li>●ビニール袋や紙袋には入れないでください。</li> </ul>
	雑誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンガ本、週刊誌、カタログ誌、パンフレット等</li> <li>●紙ひもで束ねてください(ガムテープ・ビニールひもの使用不可)</li> <li>●封筒、ビニール袋は取り除いてください。</li> </ul>
	電話帳・タウンページも出せます	
	古着	<p>【出せないもの】</p> 綿入りの衣類、毛糸玉、下着類、寝具類(毛布以外)等 ※たたんで中身の見える袋に入れてください。
	ダンボール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一升瓶の箱(薄手の物)は出せません。</li> <li>●できるだけ小さく折りたたんで、紙ひもで束ねてください。</li> <li>●ガムテープ・ビニールひもで束ねないでください。</li> </ul>
	アルミ缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アルミ缶だけを出してください。(スチール缶の混入に注意)</li> <li>●中にごみ等を入れないでください。(リサイクルができません)</li> <li>●缶はつぶさないでください。</li> </ul>
廃油	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食用油のみを出してください。</li> <li>●消費期限が過ぎた未使用油も出せません。</li> <li>※回収されていない地区もあります。</li> </ul>	

※回収日、場所は各区長さんへお問合せください。

問合せが必要なごみ	回収品	回収場所
問合せが必要なごみ	処理が困難なごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃タイヤ、バッテリー、バイク、消火器、農薬、ブロック等</li> <li>※販売店または取扱店にお問合せください。</li> </ul>
	一度に大量に出たごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引越、リフォーム、遺品整理等で大量に出たごみ</li> <li>※ごみ収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。</li> </ul>
	家電リサイクル対象機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機</li> <li>※販売店または協力店(市のホームページ掲載)</li> </ul>
	家庭系パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リネットジャパンリサイクル株式会社、製造メーカーもしくは、パソコン3R協会へお問合せください。</li> <li>※ノート型パソコンは「その他のごみ」で出せます。(内部データ消去は各自で行ってください。リネットジャパンリサイクル株式会社はデータ消去を行っています。ご相談ください。)</li> </ul>
事業所のごみ	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動に伴って生じたごみは、法令に基づき自ら処理をするか許可業者へ収集を依頼してください。</li> </ul>
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、建築廃材等が該当します。産業廃棄物処理業者へ相談ください。</li> </ul>